# セグメント情報における配分基準に関する論点(案)

#### 0.総論

現行の学校法人会計基準及び新学校法人会計基準(案)における部門(セグメント)と配分基準は以下のとおりである。

#### 《現行学校法人会計基準》

※学校法人会計基準第13条及び「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について(通知)」(文管 企第250号 昭和55年11月4日 文部省管理局長通知)を元に作成

# 〇部門

- ①学校法人
- ②各学校(専修学校、各種学校を含む)
- ③研究所
- 4)各病院
- ⑤農場、演習林その他③④の規模に相当する規模を有する各施設

#### 〇配分基準

- ・特定の部門\*のものとして把握できる収支額については、当該部門へ直接計上。
- ・ <u>2以上の部門に共通する収支額については、当該関係部門における在学者数、</u> 教職員数、使用時間、使用面積等、妥当と考えられるものの比率により配分。
- ・<u>配分できない「部門共通」の収支額</u>がある場合は、<u>各部門の収支額の合計額の比</u>率により各科目ごとに配分。配分の基準を「配分方法」の欄に注記。
- ・教職員人件費支出については、各部門のいずれの教職員として発令されているかにより計上。
- \*通知には「部門」のほか「学部・学科等」の記載もあるが、議論の趣旨に鑑みて「部門」の みを記載。

# 《新学校法人会計基準(案)》

※「学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書」21~22 頁、56~57 頁を元に作成

#### Oセグメント

- ①私立大学(短期大学を含む)、私立高等専門学校
- ②①以外の私立学校(高等学校、中学校、小学校、幼稚園)、私立専修学校及び私立 各種学校
- ③病院
- ④その他(学校法人部門、病院以外の附属施設、保育所、学校法人共通)

## 〇配分基準

- ・原則として、「経済の実態をより適切に表す配分基準」とする。例外として現行の 「資金収支内訳表の配分基準」を採用できる。
- ・ただし、「経済の実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまでの当分の間は、 現行の「資金収支内訳表の配分基準」を採用する。
  - ➡「経済の実態をより適切に表す配分基準」を本 WG において検討

#### 【総論についての前回までの主な意見】

- ①実務の負担を考えると、現行の配分基準ではなくて、新しいセグメント情報の考え方 を導入したセグメント情報の配分基準に一本化し、内訳表を作成できないか。
- ②学校法人が選択できるような幅を持った基準を導入する。
- ③共通経費について、私立学校振興助成法により提出が求められる書類としての内訳表と私立学校法により作成が求められる計算書類におけるセグメント情報が大きく異なることはない。そのため、内訳表を作成すれば、自動的にセグメント情報となる。ただし、病院の人件費は別である。
- ④学校法人の事務が現実的に対応できるようにする。
- ⑤「経済実態をより適切に表す配分基準」について、実務において負担なく楽になるような配分基準にすることが、現行基準の例外を認めないことにつながる。
- ⑥配分基準を例示し、最終的には学校法人が会計監査人と調整しながら判断し配分基準 を採用する方法もありえる。

- ⑦教育研究経費と管理経費について、学校法人が配分基準を選択する際に迷わないのなら具体的な例示も可能である。一方で、学校法人が設定している小科目を全て把握することはできないことから、抽象度が高い形での例示がよいのではないか。
- ⑧配分例を小科目別に示すのではなくて、経済事象ごとに示し、学校法人においてマニュアルを作成するという方法もあるのではないか。
- ⑨配分基準の設定について、小科目別に設定した方がよい場合とそうでない場合がある。とくに、教育研究経費や管理経費における配分基準については、小科目別ではなくて、大科目で整理する方法もありうる。実務として、共通経費を共通部門に一旦計上した後に各部門に配分している法人もあれば、部門の配分基準と小科目への計上方法を整理し会計処理をしている法人もある。仮にセグメントとしてそぐわないとしても、ごく少額の経費も必ず按分するというのではなく、一旦共通部門に入れることをある程度可能としないと法人の業務が煩雑になる。
- ⑩学校法人として法人全体をどのように管理し、改革していくのかが大きなテーマになっており、法人全体の経費が増えている。法人全体の経費については、各設置校のために使われるのでセグメント情報として配分することは可能である。ただし、高大接続のような複数のセグメントにまたがる場合、どのように配分するのかという課題が生じる。
- ⑪配分基準の目的は一定の恣意性の排除にある。現場が混乱せず、負荷がかからない形で運用できるようにする。
- ②現行の配分基準を採用する場合、学校法人に再度、配分基準として適切なのかを確認 するよう周知することが重要である。
- ⑬最終的なアウトプットの形をイメージして検討すべき。

# I 共通経費の配分基準

## ◆基本的な考え方

- ・特定のセグメントに帰属させることが困難なケース:「④その他(…学校法人共通)」 に一括計上
- 特定のセグメントに帰属させるべきケース:配分基準の検討が必要

#### ◆論点

#### 1 光熱水費

ある校舎を複数セグメントで使用していた場合、その光熱水料をどのように配分 するのか検討が必要。

- ・複数セグメントで使用する例として、大学と短期大学、大学と附属病院がある。
- ・配分基準として考えられるものとしては、建物や部屋の面積、利用する学生数や 教員数、利用時間等がある。

#### 2 減価償却額

ある校舎を複数セグメントで使用していた場合、その校舎の減価償却額をどのように配分するのか検討が必要。

- ・複数セグメントで使用する例として、大学と短期大学、大学と附属病院がある。
- ・配分基準として考えられるものとして、建物や部屋の面積、セグメントに所属する学生数や教員数、利用時間等がある。
- 3 その他、特別な検討が必要なもの(あれば)

#### 【共通経費についての前回までの主な意見】

- ①共通経費について、私立学校法と私立学校振興助成法の目的と理念が異なっていると しても同じ結果に集約できる配分基準である。
- ②共通経費について、現行の配分基準が、かなりの部分、そのまま使えるのではないか。

#### Ⅱ 人件費の配分基準

#### ◆現行学校法人会計基準での取扱い

現行の学校法人会計基準における資金収支内訳表等の部門別計上及び配分については、以下のとおり規定されている。

- ※「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について(通知)」(文管企第250号 昭和55年11月4日 文部省管理局長通知)を元に作成。
- (1) 教(職)員人件費支出
  - ・各部門、学部・学科等のいずれの教(職)員として発令されているかにより計上。
  - ・発令の内容により<u>いずれの部門、学部・学科等の教(職)員であるか明らかでな</u>い場合は、主たる勤務がいずれであるかにより計上。
- (2) 「学校法人」部門の職員人件費支出
  - ・上記(1)の取扱いにかかわらず、「学校法人」部門の職員として発令されている者 のうち主として、学校法人部門の業務\*に従事する職員についてのみ「学校法人」 部門に計上。
    - \*学校法人部門の業務(「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について(通知)」 (文管企第 250 号 昭和 55 年 11 月 4 日 文部省管理局長通知) 3(1))
      - ア 理事会及び評議員会等の庶務に関すること
      - イ 役員等の庶務に関すること
      - ウ 登記、認可、届出その他の法令上の諸手続きに関すること
      - エ 法人主催の行事及び会議に関すること
      - オ 十地の取得又は処分に関すること(他の部門の所掌に属するものを除く。)
      - カ 法人運営の基本方針(将来計画、資金計画等)の策定事務に関すること
      - キ 学校、学部・学科(学部の学科を含む。)等の新設事務に関すること
      - ク その他「学校法人」部門に直接かかわる庶務・会計・施設管理等に関すること
      - ケ 他の部門の業務に属さない事項の処理に関すること
  - ・ その他の職員に係る人件費支出は主として行う業務の所属するそれぞれの部門に計上。
- ⑶ 医・歯学部及び附属病院の教員人件費支出のうち臨床系教員の人件費支出
  - ・上記(1)の取扱いにかかわらず、授業科目を担当する教員に係る人件費支出を学部計上し、その他の教員の人件費支出を附属病院に計上。

#### ◆論点

1「学校法人」部門の業務を担当する教職員の人件費

職員の取扱いについては、上記(1)~(3)のとおり計上することとなっている。

これを踏まえると、「学校法人」部門の業務に従事する職員は「④その他(学校法 人部門…)」に計上することが妥当か。

「学校法人」部門の業務に専従する教員がいた場合、その発令の内容に関わらず「④その他(学校法人部門…)」に計上することが妥当か。

2 複数セグメントの業務を兼務する教員の人件費

複数セグメントの業務を兼務する教員について、人件費を配分する基準の検討が必要。

- ・複数セグメントにおいて教育研究等の業務に当たっている例として、大学と短期 大学、大学と附属病院、大学での教育研究活動と「学校法人」部門業務を担当し ている場合がある。
- ・配分基準として考えられるものとして、各セグメントの業務に従事している時間、 各セグメントに所属する学生数等がある。
- 3 複数セグメントの業務を担当する職員(「学校法人」部門の業務に従事する職員を除く)

複数セグメントの業務(総務・人事・財務・学務等)を担当する職員について、 人件費を配分する基準の検討が必要。

- ・複数セグメントの業務を担当する職員の例として、大学と短期大学や他の設置校 (幼小中高)、大学と附属病院がある。
- ・配分基準として考えられるものとして、各セグメントの業務に従事している時間、各セグメントに所属する学生数等がある。

#### 4 医・歯学部及び附属病院の業務を担当する教員

例えば、医・歯学部と医・歯学部附属病院を設置している大学において医学部の専 任教員として教育研究に当たっている一方で、附属病院において診療に従事している

- ケースのように、医・歯学部と医・歯学部附属病院に配分する基準の検討が必要。 また、医・歯学部附属病院以外の病院の取扱いについても、検討が必要。
  - ・複数セグメントの業務を担当する職員の例として、医・歯学部と医・歯学部附属 病院の他、看護学部等のコメディカル学部学科と病院がある。
  - ・配分基準として考えられるものとして、従事している時間等がある。

# 【人件費についての前回までの主な意見】

- ①人件費の配分基準について、(私学助成の交付を受ける法人にとって)人件費支出内 訳表を作成し、内訳表を起点にセグメント情報を作成することが許容されれば、実務 の負担が少なくなるのではないか。
- ②専任教員について設置基準上の基準教員数が決められていることから、発令基準による処理を残さざるを得ない。
- ③人件費において現在の実務では、発令によっているが、より実態に即したものを定めていければよいと考えている。
- ④人件費の処理では、人数比やコマ数(非常勤教員)などを使用。
- ⑤内訳表の作成においては、教育研究経費は学生数比、管理経費は教職員数比、というような配分ルールを学校で既に決めている。現行配分基準の諸経費の配分基準は、新基準でも使える。問題は人件費。
- ⑥附属病院は医療と教育が不可分であり、経営も一体になっている点について、医療収入と経費は既に分けており、内訳表の配分基準の考え方で良いのではないか。問題は人件費の部分。
- ②教員の授業時間、従事時間、日数を把握するのが困難である。決算作成にあたり、前年度の執行額が4月中旬~下旬に確定し、その後、決算を取りまとめ、内訳表を作成するとなった場合、個々の教員の業務時間数を計算し配分するのはスケジュール的に厳しい。
- ⑧人件費内訳表について、私学助成の配分状況を正確に確認するために利用される点に 留意する必要がある。
- ⑨人件費内訳表をある程度修正すれば、セグメント情報になるというのが、許容の範囲。
- ⑩人件費について、現行の配分基準がかなりの部分そのまま使える。ただし、現行の発

資料1-1

令に応じて計上するという現行の方法を少し変更しただけで、経済的実態が把握できるかどうかというところは検討しなければいけない。

# Ⅲ 「経済の実態をより適切に表す配分基準」策定後の現行基準の取扱いについて

「経済の実態をより適切に表す配分基準」策定後も、例外的な配分基準として現行の 「資金収支内訳表の配分基準」を採用することができることとしている。この取扱いを 一定期間とするのか、継続的な取り扱いとするのか、検討が必要。